

宮城県議会基本条例のあらまし

前 文

本県議会は、これまで議会改革に真摯に取り組み、議員提案により数々の条例を制定するなど、地方自治の確立を目指し、たゆみない努力を重ねてきた。

地方分権改革は、自治行政権、自治立法権及び自治財政権の確立を目指すものであり、国との関係においても地方自治のあり方が大きく変わろうとしている。

本県議会は、こうした中、自らが持つ権能を最大限に発揮し、知事等と独立かつ対等の立場に立ち、県の議決機関としての意思決定を行うとともに、知事等の事務の執行に係る監視及び評価並びに独自の政策立案及び政策提言を行うことにより、県民の信頼と期待にこれまで以上にこたえられる議会活動を遂行していかなければならない。

また、本県議会は、市町村を包括する広域の自治体の議決機関として、広く県政全般の課題を把握し、多様な県民の意思の調整を図り、県政に適切に反映する責務を負っている。その責務を果たしていくためには、議員同士が議論を重ね、本県議会全体としての政策意思を示していくことはもとより、開かれた議会運営をより確かなものとし、県民との情報共有を一層進めていかなければならない。

ここに、本県議会は、議会の基本理念並びに議員の責務及び役割等を明らかにし、議会と県民及び知事等との関係を定め、県民の負託と信頼に全力でこたえていくことを決意し、この条例を制定する。

【 趣 旨 】

地方分権改革は自治行政権、自治立法権、自治財政権の確立を目指すものであり、知事と共に地方自治運営を担う議会には更なる自己改革が求められています。

また、議会は県政に県民意思を適切に反映する責務を果たすため、県民の代表である議員同士が議論を重ね、議会全体としての合意を形成していくとともに、開かれた議会運営をより確かなものとし、県民との情報共有を一層進めていく必要があります。

こうした中、本県議会は、議会の基本理念や議員の責務及び役割等を明らかにし、議会と県民及び知事等との関係を定め、県民の負託と信頼に全力でこたえていくことを決意し、この条例を制定するものです。

第一章 総則

第1章 総則

(目的)

第一条 この条例は、議会の基本理念並びに議員の責務及び役割等を明らかにするとともに、議会と県民との関係、議会と知事等との関係等、議会に関する基本的事項を定めることにより、県民の負託に的確にこたえ、もって県民福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 知事等 知事その他の執行機関をいう。
- 二 委員会 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。
- 三 会議等 本会議、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場をいう。

(基本理念)

第三条 議会は、二元代表制の下、その役割を適切に果たすことができるよう、議会の自主性及び自立性を高め、その権能を最大限に発揮することにより、地方自治の確立に取り組むものとする。

- 2 議会は、市町村を包括する広域の自治体の議決機関として、広く県政全般の課題を把握し、多様な県民の意思の調整を図り、県政に適切に反映させるものとする。
- 3 議会は、議会活動に関する情報公開を推進し、議会の意思決定過程の透明性の向上を図るとともに、県民に開かれた議会運営を行うことにより、議会活動について県民に説明する責務を全うするものとする。

(基本方針)

第四条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいて議会活動を行うものとする。

- 一 知事等の事務の執行を監視し、及び評価する機能を強化すること。
- 二 議会に提出された議案の審議及び審査を行うほか、独自の政策立案及び政策提言に取り組むこと。
- 三 議会活動を通じて得られた県政の課題及び実情を県民に対して明らかにすること。
- 四 地方分権の進展に対応した新たな議会の運営体制の確立を図るため、議会改革に継続的に取り組むこと。

【趣 旨】

第一章は、目的、定義、基本理念及び基本方針を定めています。

地方分権が進展する中で、地方自治を確立していくためには、県民の代表である議会の自主性及び自立性を高め、その権能を最大限に発揮し、議決機関としての役割を適切に果たしていく必要があります。

本県議会の基本理念や議員の責務及び役割を明らかにし、議会と知事等との関係等議会に関する基本的事項を定め、県民の負託に的確にこたえていくことにより、県民福祉の向上と県勢の発展に寄与することを目的として定めています（第一条）。

また、議会の基本理念として、議会の権能を最大限に発揮し地方自治の確立に取り組むこと、多様な県民の意思の調整を図り、県政に適切に反映すること、議会活動を県民に説明する責務を全うすることを定めています（第三条）。

これらの3つの基本理念にのっとり、4つの基本方針を定めています（第四条）。



第二章 議会の活動原則

第二章 議会運営の原則

(議会運営の原則)

第五条 議会は、県の政策の決定、知事等の事務の執行に係る監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分に発揮できるよう、円滑かつ効率的な議会運営に努めるものとする。

- 2 議会は、県民を代表する議員からなる議決機関として、公正性及び透明性を重視した議会運営に努めるものとする。
- 3 議会は、常任委員会がその所管に属する事務に関する調査及び審査を効果的に行うことができるよう、常任委員会の機能の強化に努めるものとする。
- 4 議会は、社会経済情勢等の変化に伴う新たな県政の課題に迅速かつ的確に対応するため、特別委員会を弾力的に設置するものとする。

【趣旨】

第二章は、「議会運営の原則」について定めています。

議会全体の運営原則として、円滑かつ効率的な議会運営に努めること、公正性及び透明性を重視した議会運営に努めることを定めています。

また、議会は、地方自治法第109条第1項の規定により、条例で常任委員会を設置することができます。本県議会においても、現在6つの常任委員会が設置されており、それぞれの常任委員会はその所管に属する事務に関する調査を行い、付託された議案及び請願の審査等を行っています。専門化し、高度化していく県の事務を合理的・能率的に調査及び審査するため、常任委員会の機能の強化を図っていくことを定めています。

さらに、特別委員会を弾力的に設置し、社会経済情勢等の変化に伴う新たな県政の課題に迅速かつ的確に対応していくことを定めています。

第三章 議員

第三章 議員

(議員の責務)

第六条 議員は、選挙により選出された県民の代表者として、その負託と信頼にこたえるため、広く県政全般の課題及びこれに対する県民の意思を的確に把握し、議会活動を通じて県政に反映させる責務を有する。

(議員の役割)

第七条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる役割を担うものとする。

- 一 議会に提出された議案の審議及び審査を行うこと。
- 二 県の政策形成にかかわる調査、企画、立案及び提言を行うこと。
- 三 県民との意見交換等により県民の意思を的確に把握するとともに、県政の課題及び実情を県民に対して説明すること。
- 四 知事等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び効率的に行われているかどうかを常に監視するとともに、これが成果をあげたかどうかを評価すること。

(議員の資質の向上)

第八条 議員は、前条各号に掲げる役割を的確に果たすために必要な資質の向上を図るため、研修及び研究等により、不断の自己研さんに努めるものとする。

(政治倫理)

第九条 議員は、県民の負託にこたえるため、自らに重大な使命と高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例（平成十一年宮城県条例第七十二号）を遵守し、議員としてふさわしい品位を保持し、及び識見を養うものとする。

(会派)

第十条 議員は、議会活動の円滑な実施及び自己研さんに資するため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、議会が合議制の機関としての機能を十分に発揮することができるよう、県政の課題等に関して会派内及び会派相互間の意見の調整を行い、議会全体としての合意の形成に資するよう努めるものとする。
- 3 会派は、議員が第六条の責務を果たすために行う活動を支援するものとする。

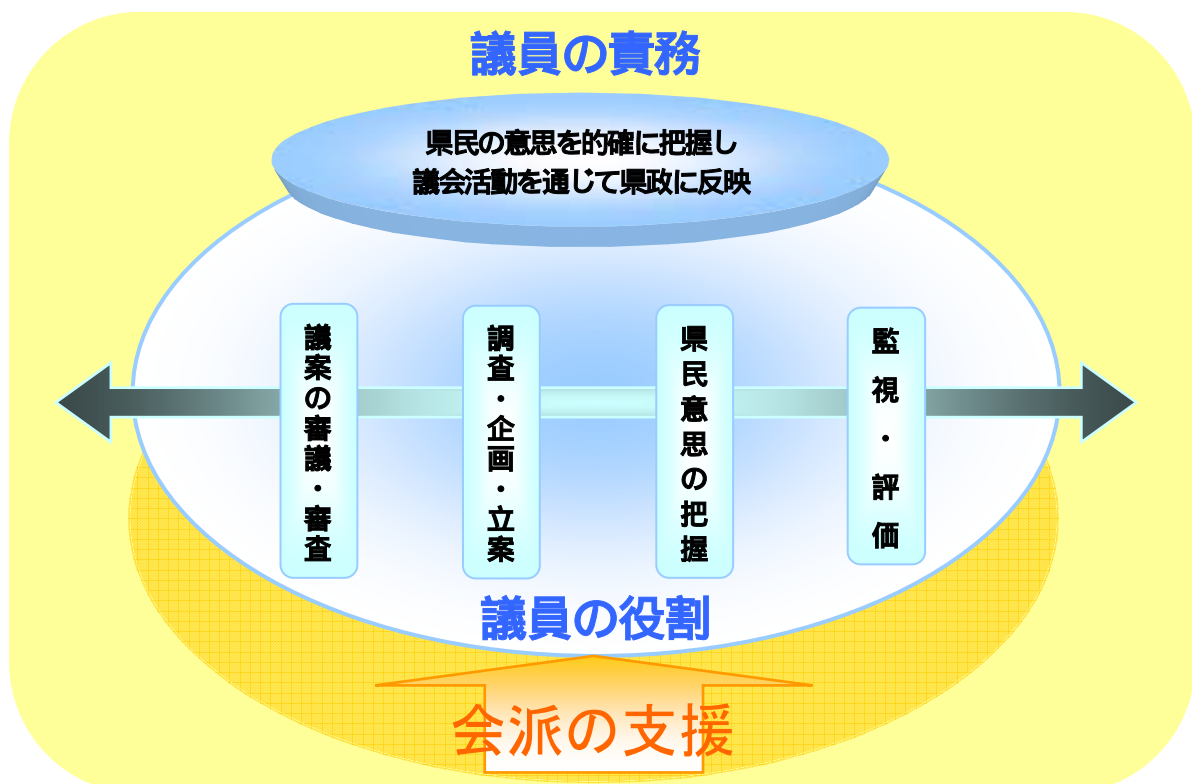
【趣旨】

第三章は、議員の責務、議員の役割、議員の資質の向上、政治倫理、会派について定めています。

議員は、議会の構成員として、議案の審議及び表決に加わり、議会の意思形成に参画しています。そのために必要な権限は地方自治法や宮城県議会会議規則等に定められていますが、それだけでは、議員としての活動の本質を理解することは困難です。

地方分権の進展に伴い、住民自治の充実という観点から、多様な民意の調整を担う議会の役割はますます増大しています。これに対応し、議員に求められる活動の領域も、これまでの本会議等への出席といった正規の議会活動だけでなく、県政の課題について調査し議案の審査や政策立案に反映させるための活動や、政策立案に向けた県民意思の把握のための活動など、その範囲が拡大しています。選挙により選出された県民の代表者として、議員が担っている責務と役割を定めています(第六条、第七条)。

また、本県議会における会派の位置付け、役割について定めています(第十条)。



第四章 議会と県民との関係

第四章 議会と県民との関係

(県民意思の県政への反映)

第十一条 議会は、県民の意思を的確に把握し、県政に適切に反映させるため、県民が議会活動に参画する機会を確保するよう努めるものとする。

(県民参画の機会の充実等)

第十二条 議会は、常任委員会及び特別委員会の運営に当たり、参考人及び公聴会の制度の活用に努めるものとする。

- 2 議会は、請願を県民等による政策提案としてとらえ、その審査のために必要があると認めるときは、紹介議員又は請願者に対して説明を求めるなどして、適切に処理するものとする。
- 3 議会は、採択した請願で知事等において措置することが適当と認めるものについては、知事等に送付し、並びにその処理の経過及び結果の報告を求めるものとする。
- 4 議会は、県民及び市町村との意見交換の場を設けることにより、多様な行政課題を広く把握するよう努めるものとする。

(議会の説明責任)

第十三条 議会は、議会運営における公正性及び透明性を確保するために必要な情報を公表するとともに、議会活動を広く県民に公開し、県民に対する説明責任を果たすものとする。

(会議の公開等)

- 第十四条 議会は、議会の意思決定過程を県民に対して明らかにするため、会議等を原則として公開するとともに、議案等に対する議員の賛否を速やかに公表するものとする。
- 2 議会は、県民が会議等を傍聴しやすい環境を整備するとともに、傍聴人に対して関係資料の配布等を行うことにより、会議等の公開の実効性を確保するよう努めるものとする。
 - 3 議会は、県民に開かれた議会運営に資するため、議会活動に関する資料を宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例（平成十一年宮城県条例第二十七号）で定めるところにより公開するとともに、会議等の会議録を広く県民が閲覧できるようにするものとする。

(広報活動の充実)

- 第十五条 議会は、多様な広報活動を通じて、議会活動に関し、県民の理解を深めるとともに、その協力を得るよう努めるものとする。
- 2 議長は、議会を代表して、県政の課題に対する議会の方向性について県民に明らかにするよう努めるものとする。

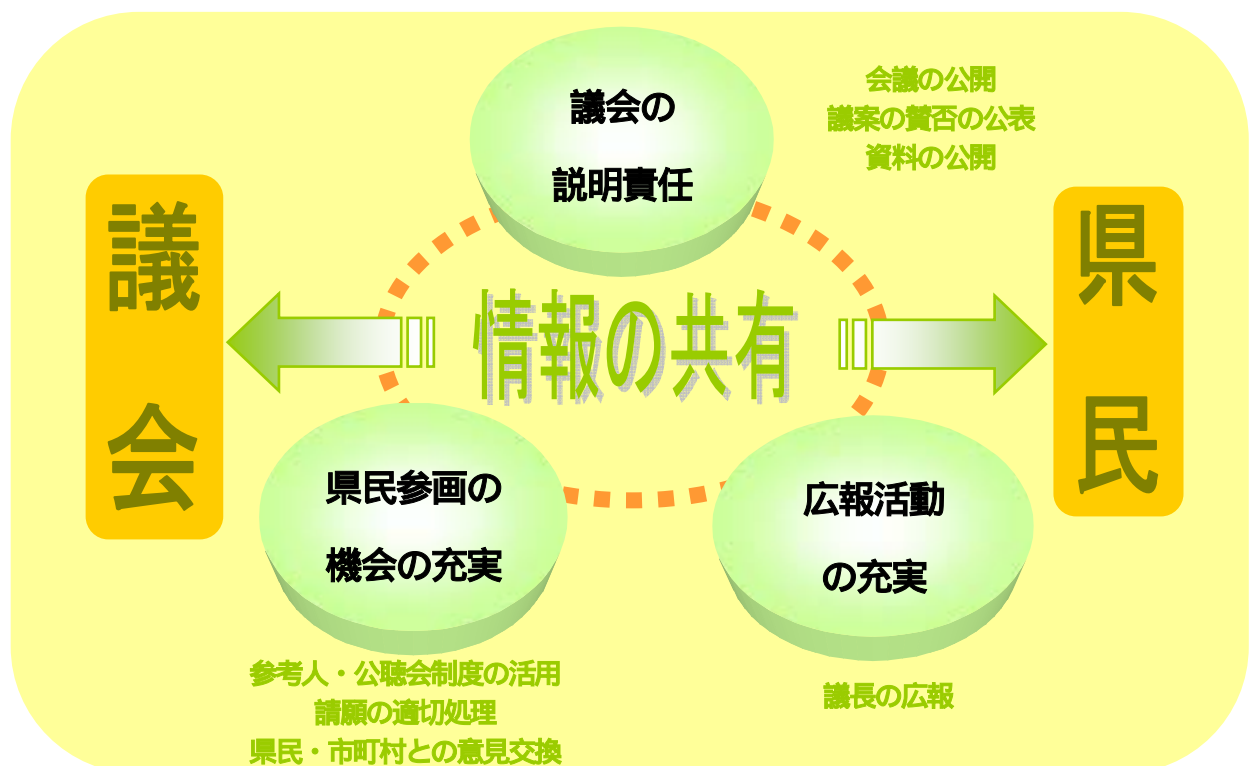
【趣旨】

第四章は、議会と県民との関係について定めています。

県民が議会活動に参画する機会を確保するための方策として、参考人及び公聴会の制度の活用に努めること、県民等からの請願を適切に処理すること、知事等に対し採択した請願の処理の経過及び結果の報告を求め、県民及び市町村との意見交換の場を設け多様な行政課題の把握に努めることを定めています（第十二条）。

議会運営における公正性及び透明性を確保し、議会の説明責任を果たすための方策として、会議等を原則として公開し、議案等に対する議員の賛否を公表すること、傍聴環境を整備すること、議会活動に関する資料を公開し、会議録を広く県民が閲覧できるようにすることを定めています（第十四条）。

また、議会活動に関する県民の理解を深めるため、議長は議会を代表して、県政の課題に対する議会の方向性について県民に明らかにするよう努めることを定めています（第十五条第二項）。



第五章 議会と知事等との関係

第五章 議会と知事等との関係

(議会と知事等との関係の基本原則)

第十六条 議会は、二代表制の下、知事等と常に独立かつ対等の立場に立ち、その権能を最大限に発揮することにより、公正な県政運営の確保に努めるものとする。

(監視及び評価)

第十七条 議会は、知事等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び効率的に行われているかどうかを常に監視するとともに、これが成果をあげたかどうかを評価し、必要に応じ、知事等に対し適切な措置を講ずることを促し、又は代案を提示するものとする。

2 議会は、前項の規定による評価の結果を県民に対して明らかにするものとする。

(政策立案及び政策提言)

第十八条 議会は、条例の制定及び改廃、議案の修正並びに決議等を通じて、政策立案及び政策提言を行うものとする。

【趣旨】

第五章は、議会と知事等との関係について定めています。

議会は、公正な県政運営の確保という観点から知事等の事務の執行を監視及び評価し、必要に応じて知事等に対し適切な措置を講ずることを促し、又は代案を提示していくことにより、執行機関を牽制する役割を担っています。

第十六条では、執行機関を牽制する役割を適切に果たすため、議会が知事等と独立かつ対等の立場に立ち、議会の権能を最大限に発揮することにより、公正な県政運営の確保に努めることを定めています。

執行機関を牽制するための方策として、第十七条で監視及び評価、第十八条で政策立案及び政策提言について定めています。

公正な県政運営の確保

適正・公平・効率的

事務の執行を
監視・評価

権限を最大限に発揮

議会

対等の関係

知事等

政策立案・
政策提言

条例の制定及び改廃・議案修正・決議

第六章 議会の機能の強化

第六章 議会の機能の強化

(議会の機能の強化)

第十九条 議会は、知事等の事務の執行に係る監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する機能を強化するものとする。

(議会の会期)

第二十条 議会は、県政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、年間を通じて適切に本会議を開くことができるよう、会期を定めるものとする。

(予算審議の強化)

第二十一条 議会は、知事等に対し、予算の調製の方針についての説明を求め、政策提言等を行うものとする。

2 議会は、予算に関する議案の審査及び調査の効果的な実施に資するための体制の整備に努めるものとする。

(議決事件)

第二十二条 議会は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第九十六条第二項の規定に基づき、県行政に係る基本的な計画の策定、変更、又は廃止については、宮城県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例(平成十五年宮城県条例第一号)により定める。

(専門的知見の活用等)

第二十三条 議会は、議案の審査又は県の事務に関する調査を効果的に行うため、法第百条の二の規定による専門的事項に係る調査の委託を活用するものとする。

2 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、調査又は諮問のための機関を設置することができる。

【趣旨】

議会の会期（第二十条）

議会は、地方自治法第 102 条第 6 項の規定により、議会の「会期」、「会期の延長」、会議の「開会」及び「閉会」について、自主的に定める権限を有しています。

第二十条では、県政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、年間を通じて適切に本会議を開くことができるよう、会期を定めることとします。

予算審議の強化（第二十一条）

自治体の財政破綻が表面化する中で、県民の代表として県の財政運営をチェックする立場にある議会に対しても一層の監視機能の強化が求められています。

知事等に対し、予算の調製の方針についての説明を求め、議会として政策に対する提言を行うことを定めています。

また、予算に関する審議をこれまで以上に充実強化していく必要があるため、予算に関する議案の審査及び調査の効果的な実施に資するための体制の整備に努めていくことを定めています。

議決事件（第二十二条）

本県議会では、議員提案により「宮城県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例（平成 15 年宮城県条例第 1 号）」を制定し、県行政に係る基本的な計画の策定、変更、又は廃止を議会の議決事件としています。

専門的知見の活用等（第二十三条）

平成 18 年の地方自治法の改正により、議会の活動として、議案の審査及び当該地方公共団体の事務の調査に関し専門的な知見の活用が必要となった場合に、議会が学識経験者等に専門的事項に係る調査をさせることができるようになりました。

議案の審査等を効果的に行うため、この制度を活用することを定めています。

また、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、調査、諮問等のための機関を設置することができることを定めています。

監視・評価 機能の強化

議会の会期

会期を適切に定め
十分な審議時間を確保！

予算審議の強化

予算議案の審査を効果的
に行うための体制整備！

基本的計画の議決

県行政の基本的な計画の
策定を議会の議決事件に！

専門的知見の活用

専門的な知見を
議案の審査等に活用！

議
会

政策立案・政策提言 機能の強化

第七章 審議の充実

第七章 審議の充実

(質問の充実)

第二十四条 議員は、本会議において質問を行うに当たっては、一括質問方式で行い、再質問は一問一答方式等で行うことにより、その内容の充実を図るものとする。

(知事等の反問)

第二十五条 議長の求めに応じて本会議又は委員会に出席する知事等は、議員の質問及び質疑に対する答弁を的確に行うことができるよう、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

(資料の提出等の要求)

第二十六条 議会は、議会活動に関して必要があると認めるときは、知事等に対し、資料の提出、意見の開陳及び説明を求めることができる。

(議員間の討議)

第二十七条 議員は、委員会において、議員間の討議により議論を尽くして合意の形成に努めるものとする。

【趣旨】

第七章では、審議の充実について定めています。

議員は、本会議において質問を行うに当たっては、質問項目を一括して質問した後、再質問は一問一答方式等で行うことにより、知事等との議論を深め、質問内容の充実を図るものとします(第二十四条)。

また、議長の求めに応じて本会議又は委員会に出席する知事等は、答弁をよりの確に行うことができるよう、議長又は委員長の許可を得て反問することができるものとします(第二十五条)。

知事等に対する資料の請求は、現在でも事実上実施されていますが、議案等の審議・調査をより一層充実するため、資料の請求と提供を制度的に保障するという観点から、この条例に定めたものです(第二十六条)。

第八章 議会改革の推進

第八章 議会改革の推進

(議会改革推進会議)

第二十八条 議会は、議会改革の推進に関する基本的事項について調査審議するため、議会改革推進会議を設置することができる。

(他の地方公共団体の議会との連携協力)

第二十九条 議会は、議会改革を効果的に推進するために、他の地方公共団体の議会と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

第八章では議会改革の推進について定めています。

議会改革の推進に関する基本的事項について調査審議するための機関として、議会改革推進会議を設置できることを定めています(第二十八条)。

また、議会改革を効果的に推進するため、他の地方公共団体の議会と連携を図っていくことを定めています(第二十九条)。

第九章 議会事務局等の充実

第九章 議会事務局等の充実

(議会事務局)

第三十条 議会は、議会の政策立案に関する機能の強化及び議会活動の円滑かつ効率的な実施に資するため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

2 議長は、議会事務局に専門的知識を有する職員を配置するよう努めるとともに、職員の専門性を高めるために研修等必要な措置を講ずるものとする。

(議会図書室)

第三十一条 議会は、議員の調査研究を支援するため、議会図書室の機能の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

【趣旨】

議会の政策立案機能の強化と議会活動の円滑かつ効率的な実施に資するため、議会や議員をサポートする議会事務局の体制の整備に努めることを定めています。

第十章 雑則

第十章 雑則

(他の条例等との関係)

第三十二条 議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

(検討)

第三十三条 議会は、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の内容について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

議会に関する他の条例等の制定又は改廃等に当たっては、この条例との整合を図ることを定めています。

また、県民の意見や社会情勢の変化等を勘案し、この条例の内容について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることを定めています。